

令和7年度「在宅寝たきり高齢者介護者慰労事業」のご案内

1 申請できる方

中央区に6か月以上お住まいの要介護2以上の寝たきりや認知症の高齢者を、自宅（在宅）で日常、介護している家族の方（介護者といいます。）

※下記①～③のいずれかに該当する場合は対象となりません。

①介護を受けている方が中央区外に居住している場合

②介護を受けている方が病院・施設等に入院・入所している場合

病院・特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設・有料老人ホーム・グループホームなどに入院・入所中で、在宅ではない場合

③介護を受けている方が申請時、要介護1以下または認定結果が出ていない場合

※介護者が別居のときは、日常介護の状況によって支給できない場合もあります。

2 事業の内容

次に掲げる食事・マッサージ共通券または旅行券の中から、一種類1万円を単位として、合計3万円分を限度に年1回支給します。※支給決定後の券の交換や再発行はできません。

(1) 食事・マッサージ共通券 《使用期限 令和8年3月31日まで》

区が指定する区内の飲食店（そば処）の利用及び区が指定する区内店舗でのマッサージ利用ができる券（1枚500円券）

飲食店を利用する場合は、店舗により出前の対応が可能です。また、マッサージを利用する場合は、店舗により出張マッサージの対応が可能です。食事・マッサージ共通券の利用店舗・サービス内容等一覧は区のホームページやおとしより相談センター、高齢者福祉課の窓口でご覧いただけます。

※令和6年度から食事・マッサージ共通券でマッサージ利用する場合、鍼・灸サービスも選択できるようになりました。マッサージ店舗10店舗のうち、8店舗でご利用頂けます。

(2) 旅行券 《使用期限 支給から10年程度（※）》

旅行代理店発行の代理店店舗で利用できるカード型の旅行券（1枚1万円券）

店舗でもインターネットでも1円単位で利用できます。

使用期限 支給から10年程度（券に有効期限を記載した紙を同封しています。）

※旅行代理店は前年度と同じです。

※令和7年度事業のため、なるべく早めにお使いください。

3 申請に必要な書類

①在宅寝たきり高齢者介護者慰労事業申請書【全員】

②介護者の運転免許証、マイナンバーカードのおもて面（顔写真がある面）、国民健康保険資格証明書（被保険者証）等のコピー【介護者の住民票が区外にある方のみ】

※②は、介護者の氏名・住所が確認できる本人確認書類のコピーを添付してください。

「在宅寝たきり高齢者介護者慰労事業申請書」に記入し、該当の方は本人確認資料を添付のうえ、中央区役所4階の高齢者福祉課、各特別出張所、各おとしより相談センターへ申請してください。なお、申請書は郵送でも受付けています。

区外にお住まいの介護者の方は、介護者の方の住所・氏名が確認できる書類のご提出をお願いします。支給要件の確認等に必要のため、ご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

中央区ホームページにエクセル形式の申請書様式を公開しています。ご希望の方は「在宅寝たきり高齢者介護者慰労事業」のページからダウンロードしてご利用ください。

↓区ホームページ



【提出・問合せ先】〒104-8404 中央区築地1-1-1
中央区福祉保健部高齢者福祉課高齢者サービス係
電話：03（3546）5355・5225